

〈観光商工課〉



～ 南会津保健福祉事務所からのお知らせ ～

## なくそう！ 望まない受動喫煙。

4月1日から受動喫煙防止の取り組みが強化されます。

2018年7月に改正された健康増進法は4月1日から全面施行となり、望まない受動喫煙を防止するための取り組みはマナーからルールへと変わります。

なくそう！望まない受動喫煙。皆様のご協力をお願いします。

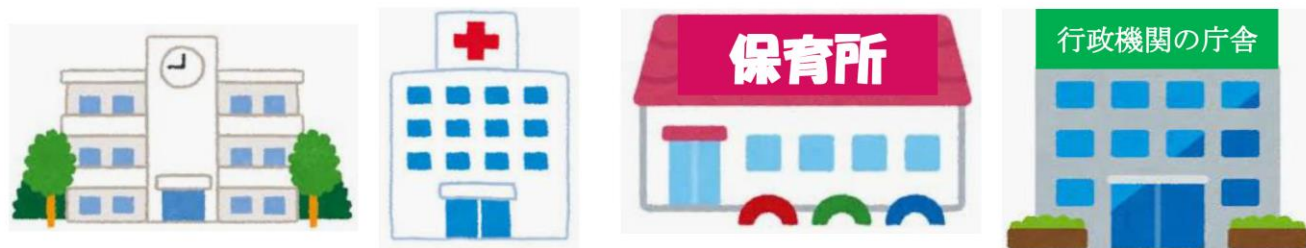
### 【ポイント1】

①事業所・店舗など人が集まる施設は、原則、屋内禁煙です。



例外あり：基準を満たした喫煙専用室（※1）、ホテル・旅館等の客室、住居、要件を満たした小規模飲食店（※2）等では喫煙することができます。  
なお、屋内ではなく、屋外に喫煙場所を設ける場合は、受動喫煙防止を図るための効果的な手法の例を参考に設置（※3）をお願いします。

②学校・病院・保育所などは屋内だけではなく、原則、敷地内禁煙です。



例外あり：屋外に要件を満たした喫煙場所を設けることは可能です。

### 【ポイント2】

事務所や店舗などの屋内に喫煙場所を設ける場合、①施設の主たる出入口と②屋内の喫煙場所の出入口に喫煙場所の種別毎に必要な標識の掲示（※4）が義務付けとなります。



### 【ポイント3】

20歳未満の方は、事業所や店舗の従業員・お客さんであっても喫煙エリアに立ち入らせてはいけません。



Q 基準を満たした喫煙専用室（※1）とは？

A 次の3つの技術的基準を全て満たす喫煙専用室のことです。喫煙専用室内では、例外として、喫煙が可能です。

- ① 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であること。
- ② たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
- ③ たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

Q 要件を満たした小規模飲食店（※2）とは？

A 次の3つの要件を全て満たす飲食店のことです。小規模飲食店では、店内の全部又は一部での喫煙が可能です。20歳未満のお客さんや従業員を喫煙エリアに立ち入らせることはできません。また、小規模飲食店内に喫煙エリアを設ける場合は「喫煙可能室設置施設届出書」を南会津保健福祉事務所に提出してください。

- ① 令和2年4月1日時点で、営業している飲食店であること。
- ② 個人又は資本金（出資総額）5,000万円以下の会社が経営しているものであること。
- ③ 客室面積が100平方メートル以下であること。

Q 事務所や店舗などの屋外に喫煙所を設ける場合、受動喫煙防止を図るための効果的な手法の例を参考に設置（※3）とは？

A 屋外に喫煙所を設ける場合の基準はありませんが、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」で示されている手法の例を参考に設置をお願いします。

〔屋外喫煙所の設置場所（屋根と壁で囲われていない開放形の場合）〕

- ① 建物の出入口や窓、吸気口、人の往来の多い区域から可能な限り離して設置する。
- ② 建物の軒下や壁際に設置する場合は、屋根や壁を伝って、たばこの煙が建物内に流入しないよう注意する。など

Q 喫煙場所の種別毎に必要な標識（※4）の掲示とは？

A 屋内に喫煙場所を設ける場合、喫煙場所の種別（喫煙専用室・指定たばこ専用喫煙室・喫煙目的室・喫煙可能室）毎に必要な事項を記載した標識を掲示することです。

| 事務所や店舗などの屋内に喫煙専用室を設ける場合 |           | 小規模飲食店の一部に喫煙可能室を設ける場合 |           | 小規模飲食店の全部を喫煙可能室にする場合 |
|-------------------------|-----------|-----------------------|-----------|----------------------|
| 施設内の主たる出入口              | 喫煙専用室の出入口 | 施設内の主たる出入口            | 喫煙可能室の出入口 | 施設内の主たる出入口           |
|                         |           |                       |           |                      |

問合先：福島県南会津保健福祉事務所 電話0241-63-0303

喫煙可能室設置施設届出書の様式や標識例は、南会津保健福祉事務所のホームページからダウンロードすることができます。







ブナリン



イワっぺ



アサショウちゃん

## 軽自動車の登録・廃車手続きはお済みですか

4月1日時点で所有している車両には、軽自動車税が課税されます。所有している車両を使用しない場合は、3月末までにお手続きください。

トラクター等の農耕作業車やショベルローダ等の特殊車両も課税対象となります。

公道走行せず、ナンバープレートが交付されていない場合も課税対象となりますので、所有している方は申告をお願いします。

○小型特殊自動車の税率と対象となる車両

【農耕作業用のもの】 年額 2,000円

最高速度が時速35km未満で乗用装置のあるもの

【その他のもの】 年額 5,900円

車両の大きさが、長さ4.7m・幅1.7m・高さ2.8m以下で、最高時速15km以下のもの

○問合せ先 町民生活課税務係 (Tel 82 - 5110)

〈町 民 生 活 課〉

## みんなの伝言板

### ◆令和2年度 幹部候補生(一般・歯学・薬剤科)及び予備自衛官補募集のお知らせ

| 募集項目              | 資 格                            | 受付期間           | 試験期日                                      |
|-------------------|--------------------------------|----------------|-------------------------------------------|
| 幹部候補生<br>(一般)     | 22歳以上<br>26歳未満の者               | 5月1日(金)<br>まで  | 5月 9日(土)<br>10日(日)                        |
| 幹部候補生<br>(歯科・薬剤科) | 専門の大卒(見込含)で<br>20歳以上30歳未満の者    |                | 5月 9日(土)                                  |
| 予備自衛官補            | (一般)<br>18歳以上34歳未満の者           | 4月10日(金)<br>まで | 4月18日(土)<br>~22日(水)<br>※いずれか1日を<br>指定します。 |
|                   | (技能)<br>18歳以上で<br>国家免許資格等を有する者 |                |                                           |

○問合せ先 自衛隊福島地方協力本部 会津若松出張所

会津若松市門田町黒岩大坪57-1 (Tel 0242 - 27 - 6724)